

# 権利擁護支援ネットワーク

## ニュースレター

<http://kitamishakyo.jp/>

2019年(令和元年)

9月1日

No. 4

権利擁護を推進する仲間が集う

### 権利擁護支援ネットワーク 懇話会を開催(通算第4回目)

5月14日(火)令和元年度第1回目(通算4回目)となる「北見市権利擁護支援ネットワーク懇話会」を開催しました。成年後見制度に関わる専門職や関係機関との顔の見える関係づくりを目的とした懇話会で、28名が参加されました。

はじめに、権利擁護制度に関わる機関の現状と役割について、2名から講話をいただきました。

#### ケアマネ連協の取り組み

北見地域介護支援専門員連絡協議会代表 武田 学氏からは、「北見地域介護支援専門員連絡協議会の活動」について、介護支援専門員連絡協議会の活動実態や、ケアマネジャーの現状と課題、成年後見人とケアマネジャーの連携の重要性などを説明していただきました。



#### 障がい者相談支援センターの取り組み



障がい者相談支援センターサポートネット北見センター長 伊藤 暢彦氏より「障がい者相談支援センターの取り組み」として、相談支援センターの事業内容について説明いただき、多くのケースを抱える相談支援専門員の現状や本人主体を重視した支援者の役割やチーム支援の重要性などをお話しいただきました。

#### 掲載内容

- 1 権利擁護ネットワーク懇話会
- 2 弁護士・司法書士・社会福祉士専門職相談
- 3 関係機関を対象とするアンケート調査
- 4 市民後見人養成研修がスタート
- 5 成年後見制度における診断書の見直し

#### グループワークを通して

グループワークでは事例を用いて、後見制度の申立が必要と思われる対象者の全体像を把握した上で、①成年後見制度の必要性②申立時期③後見人の役割④後見人候補者⑤申立人について、5グループに分かれて検討と考察を行いました。



各専門職それぞれの専門性や立場からの意見が出され、成年後見制度の必要性や、制度自体の課題に気づきあうなど、今後の権利擁護を推進していく上でどのような取り組みが必要かを実感する大変有意義な時間となりました。

#### 第5回権利擁護支援ネットワーク懇話会

日時：令和元年9月26日(木) 18:00~20:00  
場所：北見市総合福祉会館 体育集会室

#### 【内容】

- ・家庭裁判所における調査官の役割について
- ・「本人情報シート」「新しい診断書」が導入された背景
- ・調査官が期待する「本人情報シート」に記入してほしい視点
- ・グループワーク

多くの皆様の参加をお待ちしております

一週間前までに  
事前予約を!

権利擁護の最前線で活躍する専門職が対応します

弁護士・司法書士・社会福祉士による

成年後見制度に関する相談を無料でお受けしています

北見市成年後見支援センターでは、通常の相談対応に加えて、専門職による成年後見制度に関する相談日を設けています。お金の管理が難しい単身高齢者のこと、身寄りがいない対象者の今後について、成年後見人がどのような支援を担ってくれるのか、成年後見人になったが活動内容に悩んでいるなど、様々なご相談をお受けします。相談は無料です。

社会福祉士による相談(身上監護等が主な相談内容)

毎月第2水曜日(相談日が祝祭日の場合、その翌日) 14:00~16:00

弁護士・司法書士による相談(法律関係等が主な相談内容)

毎月第4水曜日(相談日が祝祭日の場合、その翌日) 14:00~16:00

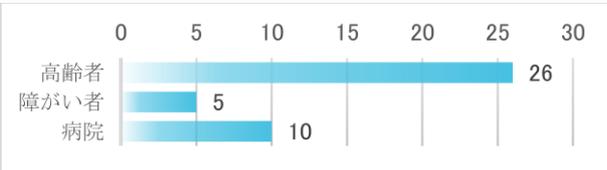
権利擁護制度の効果的な推進に向けて

## 成年後見制度の利用に関するアンケート調査結果まとまる

成年後見制度の認知度や利用ニーズ、後見支援を必要としている方の実態を把握することなどを目的としてH30年度に市内171の関係機関に実施した調査結果を以降3号に分けてお伝えします。

### 高齢・障がい事業所・医療機関への設問

成年後見制度に関する相談を受けている件数



### 成年後見制度が必要な理由

理由	高齢 (認知症を含む)	知的障がい	精神疾患	その他	合計
高齢者	70	1	3	9	83
障がい者	0	12	10	2	24
病院	1	1	1	0	3
合計	71	14	14	11	110

後見制度が必要な理由の6割強は高齢（認知症を含む）によるもの。後見制度が必要な理由として「高齢（認知症を含む）」を理由とする回答は71件で、全体の65%を占めています。知的障がいと精神障がいを理由とする回答は、ともに14件で全体の25%でした。

### アンケート回収結果

調査対象先	配布数	回収数	回収率	
高齢者				
住宅サービス事業所	56	48	87.1%	
施設サービス事業所	8	8		
地域密着型サービス事業所	45	39		
地域包括支援センター	7	6		
小計	116	101		
障がい者	障がい者相談支援事業所	14	14	100%
病院	精神科・医療療養型	10	8	80.0%
金融機関	市内金融機関	31	24	77.4%
合計	171	147	86.0%	

171か所もの事業所管理者及び責任者の皆様にご協力をいただきました。心より感謝を申し上げます。制度の利用促進に向けた重要な資料として今後の取り組みへの基礎資料とさせていただきます。

### 【その他を選んだ具体的な理由】

- 家族関係の希薄さが強い（高齢）
- 生活保護受給しているが、財産管理ができないため。（高齢）
- 身内がなく、親族が遠方のため。（高齢）
- ご家族が疾患、高齢のため。（高齢）
- 現在、キーパーソンである親族が高齢であり、キーパーソンだけでは手続きに不安があるため。（高齢）
- 独居、家族が遠方（道外）、認知症でもあり生活の困難さが増えているため（高齢）
- 施設で生活する本人の通帳を離れて暮らす親族が管理しているため、生活に支障が生じているため。（障がい）

### 地域に身近な市民の立場で後見活動を担う

## 市民後見人養成研修スタート

第4期となる市民後見人養成研修が8月19日（月）にスタートしました。成年後見制度の理念や市民後見人の役割と倫理、また財産法・家族法の基礎や対人援助の基礎、さらには裁判所見学や施設見学実習など、市民後見人として活動するために必要な知識等を全10日間、2ヶ月にわたる研修プログラムで学びます。この養成研修は、市内を中心に司法・福祉・医療現場の最前線で活躍されておられる講師陣のほか、研修の趣旨にご理解いただき見学実習をお受けいただく福祉施設など、多くの関係者、関係機関の皆様にご支援いただいております。



日程	研修内容	講師
8/19	地域福祉Ⅰ	社協職員
8/23	成年後見概論	弁護士
8/26	財産法・家族法の基礎	司法書士
	市民後見概論	弁護士
8/30	関係制度	北見市職員
9/2	地域福祉Ⅱ	北見市職員
	対象者理解Ⅰ	看護師
	対象者理解Ⅱ	障がいサービス事業所職員
9/6	対象者理解Ⅲ	精神保健福祉士
	地域福祉Ⅲ	介護支援専門員
	対人援助の基礎	社会福祉士
9/9～27	地域実習（施設見学）	市内福祉施設等
9/30	権利擁護の理念Ⅱ	弁護士
	地域福祉Ⅳ	社協職員
	成年後見制度の実務	社協職員
10/4	地域実習	家庭裁判所職員
	地域活動の実際	きたみ市民後見人の会
	グループワーク	社会福祉士
10/7	市民後見活動への期待	弁護士

### より良い制度運用に向けて～成年後見制度利用促進基本計画～

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。基本計画の内容を踏まえて、医師が診断書等を作成するに当たり、日頃から関わりのある福祉関係者が有している生活状況等の情報を考慮して医学的診断をよりの確に表現することができるように従前の診断書の書式が改定、また福祉関係者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、医師に伝えるためのツールとして、新たに「本人情報シート」の書式が作成されました。令和元年9月26日に予定している第5回権利擁護ネットワーク懇話会では、主任家庭裁判所調査官より、導入の背景や作成のポイントなどを学ぶ機会にします。

### 成年後見制度における診断書の見直し3つの要点

#### ①判断能力についての意見欄の見直し

意思決定支援の考え方を踏まえ「支援を受けて契約等を理解・判断できるか」の意見を求める内容に。

#### ②判定の根拠を明確化

見当識や意思疎通など4点について障がいの有無を記載する欄を新設。

#### ③本人情報シートを新設

よりの確な診断に資するよう、新たに本人の生活状況等を医師に伝えるためのシートを新設。